第41回大阪市路上喫煙対策委員会

日時:令和4年9月13日(火)

開会 午後 1時00分

○事務局(松倉課長代理) お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第41回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課まち美化担当 課長代理の松倉でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいま出席いただいております委員の皆様方は、委員7名中7名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで傍聴の皆様にお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただいております傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日は毎日放送、朝日新聞社が取材に来られており、撮影を求めておられます。報道関係者の皆様にはあらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、本日、小谷委員、佐々木委員につきましてはウェブでの参加になりますので、 よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前のみのご紹介 とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

- ○青木委員長 青木です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 委員長代理の小谷委員でございます。
- ○小谷委員長代理 ウェブ参加にて失礼しております。同志社大学の小谷です。よ

ろしくお願いいたします。

- ○事務局(松倉課長代理) 近藤委員でございます。
- ○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いします。
- ○事務局(松倉課長代理) 佐々木委員でございます。
- ○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 谷内委員でございます。
- ○谷内委員 谷内です。よろしくお願いします。
- ○事務局(松倉課長代理) 玉川委員でございます。
- ○玉川委員 玉川と申します。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 山内委員でございます。
- ○山内委員 山内です。よろしくお願いします。
- ○事務局(松倉課長代理) 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 環境局理事、山本でございます。
- 〇山本理事 環境局理事の山本です。本日もまた活発なご意見をどうぞよろしくお 願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 環境局事業部長、川島でございます。
- ○川島部長 事業部長の川島でございます。本日はよろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。
- ○木村課長 木村でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) なお、環境局長の堀井につきましては、本日、所用の ため欠席させていただいております。

健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。

- ○岡村課長 岡村でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 危機管理室危機管理課長、楠見でございます。
- ○楠見課長 楠見です。よろしくお願いいたします。

- ○事務局(松倉課長代理) 消防局予防部予防課長、片木でございます。
- ○片木課長 消防局予防課長、片木です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。
- ○池松課長 池松でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(松倉課長代理) それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会、次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。次に、クリップで留めております、第41回大阪市路上 喫煙対策委員会資料と記した冊子でございます。また、条例規則をまとめた参考資料もお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。 委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長 青木でございます。どうぞ今日もよろしくお願いいたします。

本日は中間答申に対するご意見をいただくことが中心的な議題となりますので、ど うぞよろしくお願いします。前回、十分にご意見いただけなかった部分も含めて、今 日も活発なご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどご紹介ありましたが、本日は毎日放送と朝日新聞社が撮影の許可を求めておりますので、許可をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初の議題から参ります。前回以降、路上喫煙に関するインターネットアンケートの調査結果がまとまりましたので、中間答申にも影響がある資料となると思いますので、まずはそれのご報告からお願いをして、ご質問やご意見をいただければと思います。

では、事務局のほうから調査結果のご報告をよろしくお願いいたします。

○木村課長 環境局まち美化担当、木村からご説明差し上げます。

令和4年度路上喫煙に関するインターネットアンケート調査結果の資料をご確認ください。こちらにつきましては、インターネットを活用しましてアンケート調査を実施いたしました。大阪市内に在住する二十歳以上の方から、喫煙者と非喫煙者がそれぞれ500人、合計1,000人になるまで調査を実施いたしました。調査期間としましては8月15日から16日になっておりまして、2ページに回答者の方の男女の比率と非喫煙者、喫煙者に分けた比率を書かせていただいております。

次に、3ページにどのようなたばこを喫煙されているかという設間でございまして、こちらにつきましては、喫煙者の方に対しての質問ですが、59.2%が紙巻たばこのみ。紙巻たばこ、加熱式、どちらも吸われてる方が14.4%。加熱式たばこのみが25.8%となっておりまして、その他に0.6%上がっておりますのが、電子たばこであるとか、手巻たばこをお吸いになられてる方ということです。直近で厚生労働省の国民健康栄養調査が令和元年度にされてまして、そのときには紙巻が男女とも70%の後半を占めてたんですけども、こちらをご覧になると、加熱式たばこを吸われてる方と両方吸われてる方が一定数おりまして、合計でも4割、加熱式も吸われてる方がいらっしゃるという結果でございました。

続きまして、設問の2番についてなんですが、こちらがどちらで喫煙をされることが多いかということで、外出時によく喫煙される場所を3か所まで喫煙者の方に選択していただいたものになります。左から多い回答順に並べさせていただいておりまして、一番多いのが屋外の喫煙コーナーとの回答が多く、続きまして、職場などの屋内喫煙所、次に飲食店の中で喫煙できる場所、商業施設、公設喫煙所、その後に路上と公園・広場がございまして、こちらを設問に入れた趣旨としましては、本条例の対象が路上と公園と広場で喫煙されている方に対して一定規制を設ける条例になりますので、どれぐらいいらっしゃるかというのを確認したかったものです。そうしますと、路上が15.4%、公園・広場が10.6%いらっしゃいまして、この設問は3か所

まで選んでいただいていますので、単純に足し合わせて合計の率にはならず、下に補足を書かせていただいているのですけども、喫煙者500名中107名が路上と公園・広場と回答されていますので、約2割の方が、条例では規制対象となっている場所で喫煙されているというのが状況でございました。その他としましては、車内であるとか、外では吸わないといったようなご回答がありました。

続きまして、設問3です。設問2で先ほど条例で対象としております路上、公園・広場と回答された方につきまして、そこで喫煙する理由を問うています。回答としまして一番多いのは、近くに喫煙所がないからそこで吸っていましたという回答が72.9%もありました。続きまして、周りに人がいなかったのでという回答が17.8%ございまして、そのほかには、どこで吸っても関係がないといったようなご回答なんかもございましたが、7割を超えて路上、公園・広場で喫煙する理由としては、喫煙所がないからといった回答を上げてらっしゃる方が多いという状況でございます。

設問4ですが、こちらも路上、公園・広場で吸いますと回答された方に対しての質問になります。吸い殻をどうされていますかという質問ですが、一番多いのは携帯灰皿を使っているという回答、2番目が吸い殻入れのある場所まで持っていく、3番目がその場に捨てるという順番になっておりまして、配慮をされている方がいらっしゃる一方で、1割の方が吸い殻をポイ捨てされているというような回答となっております。その他の回答としては、加熱式なので箱に戻しますとか、中には排水溝に落としますといった回答なんかもございました。

設問5番ですが、飲食店とか以外を選択された方に対しての質問になります。よく 喫煙される場所として、選択された場所で喫煙する時間はどれぐらいになるかという 質問になりまして、こちらの回答は時間でそれぞれ区切って回答者の方を縦に積み上 げたようなグラフになっているのですけども、想定していたものと大体似通った感じだったのですが、1回当たりの喫煙時間は5分以内と回答されている方が多くて、2分から3分が一番多く、思っているよりも短い時間で、喫煙所で喫煙されているとい

うことが分かりました。こちらのような時間については、今後喫煙できるスペースの 確保に関して参考値として利用しようと思っているところでございます。

設問6に行きまして、飲食店以外の場所で喫煙される方が、そこで1日に何回ほど 喫煙するかということを確認しておりまして、こちらにつきましては、1回未満が多くて24.3%ということですけども、その次に2回を選択されている方が多くて22.6%いらっしゃるような状況で、大体3分の2ぐらいは、外出時の喫煙回数は2回以下であったということで、これも喫煙所の場所の確保などの参考値として使わせていただこうと思っております。

次に、設問7に移りまして、喫煙する時にどういったことを配慮されているかということを喫煙者の方に確認しているものになりまして、一番多かったものから左に並べております。ポイ捨でをしないようにするであるとか、喫煙所を探すようにしているであるとか、喫煙場所以外で吸わないようにするとか、人通りのある所では喫煙しないようにするであるとか、そういった気にして頂いていることを全て選択して頂いているのですけども、子どもや妊婦の方がいらっしゃる場所で喫煙しないようにするというのが、これだけ見ると43.2%と低く感じるのですけども、きっと左の方で、喫煙場所以外では喫煙しないようにするとか、喫煙所を探すようにされている方は、あえてこちらの選択肢を選ばれてないから、こういった形で低くなっているのかなというのが、こちらの担当の方で話をしてます。こちらから見られるのは、一定9割ぐらいの方に関しては、喫煙に際して何らかの配慮をして頂いているのではないかと読み取れると考えております。

続きまして、設問8につきまして、周りの方の路上喫煙についてどう思われてるかということを聞いている質問になります。こちらは喫煙者と非喫煙者の方に分けて集計しておりますので、見ていただけたらと思います。喫煙者の方につきましては、26%は気にしないという選択を選ばれているのですけども、58%の方は決められた場所で喫煙してほしいというのを選択されていますし、迷惑なのでやめてほしいとい

うものも16%いらっしゃいます。非喫煙者の方は、気にしないという方がたった4%しかいらっしゃらなくて、ほとんどの方が決められた場所で喫煙してほしい、もしくは迷惑なのでやめてもらいたいを選択されています。ですので、喫煙者の方の4分の3と非喫煙者の方のほとんどが、他人の路上喫煙については気にされている状況でして、喫煙者の方でも6割、非喫煙者の方も4割、きちんと決められた場所で喫煙してほしいという回答がありました。

続きまして、設問9になるのですけども、こちらで先ほど気にしない以外を選択された方について、路上喫煙のどんなことが気になるのかを聞いたものになります。こちらも総数で多かったものを左から順番に並べておりまして、喫煙者と非喫煙者でそれぞれ回答が異なっているのですけども、喫煙者の方は一番左のポイ捨てに関する環境被害というのを一番気にされている方が多い状況でして、非喫煙者の方については、左から2つ目の受動喫煙による健康被害が特に気になるというような回答が多くございまして、そのほかにも、たばこの不始末などについても、上げていただいている数が多い状況でございました。その他のところにも数%いらっしゃるのですけども、こちらについては、特に非喫煙者の方たちが、においが気になるというようなことがその他で選択して記載されている回答がありました。喫煙者の方はマナー違反が気になるという回答がその他のところで数件ございました。

続きまして、設問10のところですが、10、11、12の3間については、大阪市の条例に関して、どれぐらいの認知度があるかを聞いている設問になります。まず1つ目は、条例で路上、公園・広場の路上喫煙については努力義務を課して路上喫煙しないように努めるように定めていますが、そのことを知っているかという設問になりまして、喫煙者の方は67.8%、非喫煙者の方は51.6%ということで、認知度は喫煙者の方が高いですが、3割の方は条例を知らないという状況でございました。

続きまして設問11が、こちらは禁止地区6か所を指定して、そこで路上喫煙を行った方には1,000円の過料徴収をしていることについて知っているかどうかをお

聞きしています。喫煙者の方は67.4%がご存じで、非喫煙者の方は4割、知っている方がいらっしゃったという状況で、まだご存じない方も、特に非喫煙者の方では半数を超えているという状態でございました。

設問12につきましては、この委員会も含めて、大阪市が2025年1月を目途に 市内の路上喫煙の禁止に向けて取り組んでいますが、そのことについて知っているか どうかをお聞きしています。そのことについて、喫煙者の方は46.4%がご存じで すが、非喫煙者の方は25.8%しか知らないという状況です。特に私どももまだ広 報をしっかりやっているわけではございませんので、その中でも喫煙者の方は半数が 知っていただいていたという状況ですので、喫煙者の方は関心を持って見ていただい ているのかなということが、こちらのほうで読み取れると考えております。

続きまして、設問13になります。設問13は大阪市がこれから喫煙所の整備を検討するに際して、どういった場所に喫煙所を設けるべきかということを聞いておりまして、こちらにつきましては、左から一番多いものから並べていますが、一番多いのが駅前、駅周辺でございまして、2番目が商業施設、3番目が条例の規制対象である路上・公園・広場に整備してほしいという声が多くございました。一方で、非喫煙者の方、ピンクのバーのほうになるのですけども、新たに整備する必要がないに3割の方がいらっしゃいましたので、喫煙所の整備に否定的な方が3割程度、非喫煙者の方ではいらっしゃるという状況でございました。その他の意見としましては、非喫煙者の方は、周りに喫煙所がないところに整備してはどうかというご意見が複数ありました。

設問14に移りまして、新たに喫煙所を整備する必要はない以外を選択された方について、喫煙所が必要だと思う理由を聞いております。これも左から一番多い順番に並べておりまして、路上喫煙が減ると思うからというのが一番多くありまして、続いて、ポイ捨てが減るから、受動喫煙を避けることができるからという回答が多く、非喫煙者の方は、受動喫煙を避けることができるからが一番多くなっていまして、喫煙

者につきましては、一番多いのではないですが、喫煙者が困ってると思うからというところが一定、非喫煙者と比べて多く、46.8%となっていますので、喫煙者の方は喫煙場所の確保への意識が高いのではないかなと、考えております。

続きまして、設問15ですが、こちらはマナーの向上の観点からお聞きしてるものになります。喫煙マナーの向上については、何をすれば効果が上がるかという設問に対して、回答の総数が多かった順番に左から並べているのですけども、喫煙所の整備を上げられているのが一番多くて、次に路上喫煙に対する規制の充実が多かった状態ですけども、こちらも喫煙者と非喫煙者で大きく差が分かれているところでして、喫煙者の方は新たな喫煙所の整備を求め、非喫煙者の方は規制を充実させることがマナーの向上につながると考えておられまして、どちらも必要なのかもしれませんが、少し認識の差がしっかりと現れてる結果となっていると思います。

最後のページに、この調査から読み取れることとして、ポイントとして上げさせていただいてるのが、喫煙者のうち、まずは路上、公園・広場で喫煙されてる方が2割いらっしゃるという状況。あと2点目が、現行の条例の認知度がまだちょっと高いとは言えない状況ですので、全市の実施に向けては、もう少し効果的な啓発方法の検討が必要だろうということと。あと3点目が、喫煙者と非喫煙者の方でそれぞれ意識の差はあるんだけども、マナー向上のためには喫煙所の整備が有効じゃないかということが推察されると考えております。4点目としましては、喫煙場所の路上、公園・広場で喫煙されている割合であるとか、喫煙時間、喫煙回数などの状況が把握することができましたので、それを踏まえた喫煙所の整備を検討する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○青木委員長 ありがとうございました。それでは、委員の皆様からこの調査結果 につきまして、ご質問や確認したいこと、あるいは、この結果を見て検討すべきご意 見とか、そういうことを寄せていただければと思いますが、いかがでしょうか。 このアンケート調査は具体的にはどういうところに目に触れて、どこから入って回答するという仕様だったんでしょうか。

- ○木村課長 大阪市のほうからアンケートの事業をやっている事業者にお願いしまして、インターネットでそういったアンケートを登録されている方たちに回答していただく形になっております。 喫煙者と非喫煙者の方がそれぞれ 5 0 0 人に至るまで回答を集めて集計をしていただいたという状態です。
- ○青木委員長 登録というのは何か特定の集団になるんですか。何か無作為的なことになるんですか。
- ○事務局(松倉課長代理) インターネット会社がご自身でお持ちになっているデータを、もとに無作為にアンケートを送付して、返ってきた答えが、非喫煙者か喫煙者かで500人ずつ集まるまで、送り続けるというものです。
- ○青木委員長 ありがとうございました。他の委員の先生方、いかがでしょうか。では、谷内委員、お願いします。
- ○谷内委員 恐らくモニターか何かを確保されている業者がやっているのかなと勝手に想像していたのですけど、対象者の方がどのぐらいの属性なのかというのが少し気になるところです。女性と男性の比率が、この2ページ目にありますけれど、年齢は若い人が多いんでしょうか。それとも満遍なくおられるのでしょうか。
- ○木村課長 アンケートの実施に際して、その辺りにフィルターをかけるどうかというのを、こちらでも検討したんですけども、一定、年齢で分けずに今回のアンケートは実施いたしました。なので男女の比率につきましても、これ自然体でこういった結果になったということで、こちらから作為的に割合を指定したのは喫煙者と非喫煙者の割合だけになります。あと参考としまして、大阪市内、市民の方に投げかけたのですけども、居住区としては24区、満遍なくご回答いただけたような状況でございました。
- ○谷内委員 このアンケート結果を今後の答申ですとか、施策に結びつけていくと

思うのですけれど、例えば3ページ目の加熱式たばこを吸う方が4割いるということは大きな結果かなと思っています。今のところ条例では加熱式たばこは対象外ですよね。加熱式たばこ自体も紙巻ほどではないけれど、受動喫煙の可能性があるとか、ごみも多少は、ほとんど出ない、少ないにしても出る可能性もあるというところからも条例の対象にするというのを、かなり検討していく必要があるのかなと、この結果を見て思いました。

- ○青木委員長 ありがとうございます。年齢は、結果として回答した人の年齢層が どう偏ってるかはお分かりですよね。
- ○木村課長 そこが設問項目の中にありませんでした。
- ○事務局(松倉課長代理) 年齢は今回は調べておりません。
- ○青木委員長 聞いてないんですか。じゃあ分からないですね。了解です。 山内委員、どうぞ。
- ○山内委員 細かくなりますが、設問1で、先ほどおっしゃったかもしれないですけど、回答としてその他の0.6%に何が含まれてるか、私自身の興味もあってお聞きしたいと思ってまして。
- ○青木委員長3ページですか。
- ○山内委員 はい、3ページ、設問1です。
- ○木村課長 設問1のその他のところには、電子たばこと手巻たばこという回答が その他のとこに記載されてました。
- ○山内委員 その他の中にあれですよね、打ち込んで回答する項目がある、そうい うことですよね。
- ○木村課長 はい、そうです。
- ○山内委員 分かりました。手巻たばことか、それから例えば喫煙だったら葉巻と かパイプとかもあると思うのですけど、その辺り、条例上の位置づけはどうなってい るのでしょうか。

○事務局 ご質問ありました葉巻でありますと、紙巻と同様に火がついていますので、その危険性の部分がありますので対象になっています。

〇山内委員 はい、分かりました。ありがとうございます。ついでにもう一点、感想という形で述べさせていただきます。設問8と設問9ですかね。10ページ、11ページで、先ほど説明があったとおり、設問8、喫煙者の方でも4分の3が他人の路上喫煙を気にしていると。何が気になるかというと、その喫煙者の4分の3のうちのさらに55%の方が受動喫煙を気にしているという調査結果になろうかと思います。なので、たばこを吸っている方が他人の受動喫煙を気にするというのは、一見身勝手な感じもしたりするんですけど、ただ一方で、喫煙者の方も受動喫煙を気にされているということで、それは答申をつくっていく中で注目してもいい結果ではないかなと感じました。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございました。

その他の委員の皆さん、いかがでしょうか。玉川委員、お願いします。

○玉川委員 ありがとうございます。私も感想めいたことになってしまって恐縮なんですけれども、この設問3で路上、公園・広場で喫煙する理由として、72%、ほぼ4人に3人が近くに喫煙所がなかったからという回答があります。これは今回の中間答申で、まさに喫煙所のことを考えていく上で非常に重要だと思ってます。やはり十分な数の喫煙所がないと、路上や公園・広場で吸う方が増えてしまうということがこのアンケート結果からも分かるのかなと思いました。

あとは、この設問5ですけれども、一回に喫煙する時間というのを聞かれていまして、大体2分から5分までの間のとこなのかな。これは1本吸ってるのか、2本吸ってるのか、その辺は分かるのですかね。

- ○木村課長 ちょっとそこまでは聞いてないです。
- ○玉川委員 分かりました。これを見ましても、喫煙所を造るときのキャパシティ

ーとか、何人入るのかとかいうのを計算するに当たっての根拠になる数字になるので はないかなと見ていて思いました。

あと、この設問6もそういう意味では1日何回ほど喫煙しますかとか、こういった ところも非常に今後参考になる数字なのではないかなと思って見ていたところです。

設問10、11とか見ましても、やはり条例のことだったりとか、また、市域全域を路上喫煙禁止にするということについて知らない方が非常に多いというところも大きな結果だなと受け止めています。特に設問11については、市長の会見が大きく報道されて、ご存じの方も多いのかなと思っていたものですから、意外と皆さん、ご存じないのだなというのは、非常にこのアンケート結果を見て分かりました。周知ということは今後取り組んでいかなければいけない課題ではないかと思いました。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。

そのほかの皆さん、いかがですか。小谷委員、お願いします。どうぞ、お話しください。

○小谷委員長代理 小谷でございます。最後の結論のところにもあるんですけども、喫煙マナー向上のために喫煙所の整備が有効と推察されるということに結論としてなっていますが、一方で設問15のところで、喫煙マナー向上のために効果的と考えることの中に、非喫煙者の方は、規制の充実ということが上がっています。この点について括弧で巡回指導を充実させるなどとありますが、まず、この項目が、非喫煙者の方が選ぶに当たってどのような設定、どのような言葉が書いてあって、あるいはその内容まで何か手入力で書けるような状態になってるのかということと。これから全市禁煙にするということに伴って、どのくらいそれを担保するのに、内容として過料とかそういうことまで含めて整理していくのかということに関わる問題だと思うので、その点について、先ほど過料についての認識は割と低かったりとか、そもそも条例のこの規制の中身自体についても、やはりご存じない方も一定数いらっしゃる中で、こ

この何か規制の充実という中身が割とふわっとした形で、何らかの喫煙場所の設置とか、そういうニュアンスに実は近いような内容なのか、それともある程度、厳しく全市禁煙というのを担保するような措置まで求めるようなものだと捉えればいいのか、その辺の認識を教えていただければと思います。

○木村課長 まずアンケートの項目についてなんですが、ここに書いている路上喫煙行為に対する規制の充実(巡回指導を充実させるなど)が、項目の表現そのままになりますので、この表現に対して選択された非喫煙者の方が66.2%いらっしゃるような状態でした。

ちなみに、その他のところで回答されているのが、非喫煙者の方の7%のうち、これが自由回答になりますが、その他を選択されて罰則強化という表現をされた方が18名いらっしゃったのと、あとは中には何をしても効果はないのではないかというようなことを書かれた方も7名いらっしゃったような状態でした。

それに対して喫煙者の方も、その他で3.6%選ばれてる方のうち、罰則強化と書かれてる方が3名いらっしゃったのと、あとはその他を選んでるけども何も回答してないという方たちがいらっしゃいました。

○青木委員長 ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。佐々木委員ご質問やご意見ございませんか。

○佐々木委員 今、小谷委員が発言されましたように、結果を見ましたら、喫煙される方はご自分の都合のいい場所、それから度々吸うから、こういうようなところでというのですけれど、今、非喫煙者はどうしても受動喫煙がすごく気にしてると。設問9も76.3%、それから設問14も64.7%、それから設問15も66.2%と、非喫煙者の受動喫煙に対するパーセンテージが高く、路上喫煙は困るという人がやはり路上喫煙の対策を切望しているというのが、今回の結果だと思いますので、できたら非喫煙者側に立った対策が前に進めばいいかなと思っております。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございました。谷内委員、どうぞ。

設問13についてなんですけど、これ路上・公園・広場をまとめて選 公公内委員 択肢にされたということでしょうか。できれば、終わってしまった調査なので仕方な いのですけど、路上と公園・広場は分けて回答していただいたほうがよかったんじゃ ないかと思うのです。公園とか広場は子どもさんですとか、イベントのときなどに、 非喫煙者の方もかなり来られる場所ですし、路上ですと、天王寺で整備されているよ うな形で、比較的人がいない、人通りが少ないところで今、整備が進んでいるという のがあると思うのです。路上と公園・広場では意味合いが違うのかなと思っています。 この最後の15ページ目の下のところで、上から順番に多いもの3つ選ばれてると思 うんですけれど、喫煙者のほうは確かに駅前・駅周辺の商業施設などが5割以上と多 いんですけれど、非喫煙者のほうでは路上・公園・広場のほうは4割切っていますし、 ちょっと解釈が難しいところなんですけれど、求めてない方も多いと取ってもいいの かなと思ったりもしています。解釈が何とも言いづらいとこですけど。もう取ってし まったのでしようがないんですけど、今までといいますか、ほかのパブリックコメン トとかの印象ですと、やはり公園・広場というのは、非喫煙者にとってはあまり整備 してほしくない場所なんじゃないかと思う印象を何となく抱いてるんですということ です。

- ○青木委員長 その点、いかがでしょうか。
- ○木村課長 ありがとうございます。すみません、こちらアンケート、先に、諮問する前にかけて、作業に入っていまして、もう少し分析できるように対策すればよかったところがあったかもしれないです。

谷内委員のご意見は、前にもたしか公園の喫煙所の整備の話をしていたときにもいただいて、大阪府が受動喫煙の防止条例に加えて、子どもの受動喫煙防止条例を制定しているというのは意味があって、特に受動喫煙の被害から子どもたちを守って

いかないといけないと考えておりますので、こちらで非喫煙者の方たちを、ひとくくりに回答いただいているので分からないんですけども、喫煙所を今後整備するに当たっては、やはりその場所に応じてきちんと配慮すべき方たちに受動喫煙が生じないような形で喫煙所の整備については、各場所に応じて判断はしていかなくてはいけないと思っておりますので、今後、喫煙所の整備について進めていく際には、そういったところを配慮しながら、関係者と調整しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員長 ありがとうございました。

それでは、また、このアンケートの結果なども中間答申のご意見をいただくときに 参考に引用していただいても結構だと思いますので、一旦、アンケートの質疑応答を 終えまして、次に入りたいと思います。

中間答申の検討をいただくんですけども、それにも関係しますので、報告事項では あるのですけれども、堂島公園の閉鎖型の喫煙所が開始されました。それから他地域 における民間助成の要綱等の取りまとめも前回以上にしていただいたところもありま すので、その辺りの報告を先にいただいた上で中間答申の議論に入りたいと思います。 事務局の方からご報告お願いします。

○木村課長 そうしましたら、まずは堂島公園の一部及び周辺地域の路上喫煙の禁止地区の指定についてのご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、まずは公園が子どもの遊ぶような広場であるとか、船着き場が整備されるということに伴って禁止地区の指定と、あと喫煙所を開放型から初めての閉鎖型ということで改善するという取組を先生方にご意見戴きながら進めてきたところでございます。

啓発標示の状況を記載させて頂いております。こちらの公園につきましては、これから整備をしていくという、中間段階でございまして、今できる標示をしているような状態になります。まずは路面シールで入り口の部分に、ここから新たに禁止地区

に指定した公園の一部になりますので、ここから過料徴収が適用されますということが分かるように路面シールを貼らせて頂いて、真ん中の以前開放型の喫煙所の時にパーティションとして使っていたものを活用して、しっかりと大きめのポスターを貼りまして、今まで吸っておられた方にも、ここで吸ってはいけない、禁止地区になりましたということを、しっかり周知をさせていただいているところです。今、看板のところは、製作中の部分もあったりしますが、工事の進捗状況に合わせて、きちんとここが禁止地区だということが分かるように、昔の開放型だったときの公園内に広がって吸っていたというようなことがないように、しっかりと標示をしてまいりたいと思っております。

次の啓発標示の部分ですと、まずは禁止地区に指定を9月1日からいたしましたので、それを区の広報紙に掲載させていただいたのと、あとは今回、条例改正をして、今まで喫煙所の付近で吸っていた方は過料徴収の適用対象外としていたのを、きちんと喫煙所範囲内だけ過料徴収の対象外とするように記載を改めましたので、そのことについても市全体の広報紙に載せまして、喫煙所の範囲内で吸っていただくように促しております。特にこの堂島公園については、先ほどの開放型の喫煙所の時は、公園全体に広がって、たばこを吸われている方達がいらっしゃったこともありましたので、ポケットティッシュに啓発用のお知らせを入れまして、半月以上前からポケットティッシュの配布を、特に昼休みとか、喫煙者の方が集まられる時間帯に集中的に周知を進めました。8月31日には、明日から過料を徴収されますと周知を進めてきたところです。

次のページに移っていただきまして、近くにお寄りの際には、よかったら見ていただけたらと思うのですが、こちらが外観を写したものになりまして、喫煙所内部といたしまして、一番右下の写真を見ていただきたいのですけども、一番左の隅の奥に設置されているのが、空気清浄機になりまして、こちらが粉じんをフィルターにかけてきれいにするとともに脱臭機能もついていますので、煙の臭いを一定取った上で排出

するような形になっていまして、その排出先が川側になりますので、通行者の方には その排出した空気が当たらないような形で作っております。供用開始が禁止地区の指 定の前日になりまして、8月31日には供用を開始しております。この喫煙所の整備 に当たっては、関西ではこういった閉鎖型は初めてぐらいのものになりますので、報 道機関にも取り上げて頂いて、閉鎖型の喫煙所に改めた経過等も報道して頂いて、情 報の周知の方、協力いただけたような状況でございます。

続きまして、他都市の状況も一緒に説明させて頂きます。

こちらにつきましては、前回の委員会の時に、他都市で先行されている東京都の各区部では、ご苦労されて制度設計されているだろうから参考に教えてほしいというようなご意見もございましたので説明させて頂きます。開設時間につきましては、概ね1日8時間以上、週5日以上の運営というのを喫煙所の助成要件に設けているところが多くございまして、面積につきましても、概ね同じような設定をされているところが多くて、一番最小限の面積だけを設定しておりまして、5平米以上が多くございました。

あと、近隣住民等の理解のところなのですが、前回もここはなかなか実際難しいというご議論もいただいていたと思いますので、ここもピックアップいたしまして、18の自治体の表になっているのですけども、半数は近隣住民の理解を求めるような形の設定にされていますが、半数の9か所は不要というように、特に規定がされていない状況です。ただ、不要とされていますけども、全くしてないわけではなくて、やはり建物を建てるときには、両隣であったり、一定の説明はされているのかと思いますので、この辺りは規定に入れるのか、運用上で確認させていただくか、工夫する必要があると思っております。

あとは助成対象の仕様についてなんですが、こちらも18自治体があるうち、コンテナ型、パーティション型、屋内型全てを助成対象としているのが7自治体、コンテナ型と屋内型だけを助成対象にしているのが9か所ある状態ですが、一定、屋内型と

コンテナ型に対しては、助成対象にされているところが多いような状況です。

再掲で、次のページは、前にもお知らせしているものを参考に付けております。

その次の、参考資料3の所が、前に全域を禁止しているけど、喫煙所を設置していない自治体もあるのではないかというお話もしておりましたので、再確認しただいたところ、全域を自治体で路上喫煙禁止にしているのが、東京都が9区、市町村では2都市を大阪市で確認していますが、その内喫煙所を設置していないのは神奈川県の大和市だけでした。他は喫煙所を設置されていて、少し変わっているのが、四條畷市は喫煙スペースを設けているけども、灰皿は置かずに自分のポケット灰皿で持って帰ってくださいというような設定をされていて、ちょっとそこが違っている都市になります。

実際、大和市が、禁止をしながらも喫煙所を設けていないことで、大和市にヒアリングを行いました。それを次のページに記載しているのですけども、私たちが思っているのと違っていたのが、大和市さんは全域を禁止されているのですが、実際、過料の徴収対象としているのは2駅、大和駅と中央林間駅の2駅の周辺だけを重点禁止地区としておりまして、単純に喫煙されただけで過料徴収対象とするのではなくて、喫煙やめてくださいといったような形で指導しても従わない場合だけ過料徴収をするという設定にされていて、過料徴収対象はすごく限定されています。しかも、過料徴収実績を2行目に書いていますが、過料徴収については全域を禁止にする前に1件あっただけで、改正後の過料徴収実績はゼロという状態でして、実質的には罰則規定を適用するような状態にはなっていないということが、分かったところです。

実際、駅周辺8か所の巡回指導をされているということなのですけど、どちらかというと啓発指導に留まっているような運用されているのかなという状況でした。

喫煙所はもともと設けていたものを、いろいろ広聴があって、受動喫煙の被害を軽減させることができないような喫煙所だったので、全て撤去したというのが実情だったということでして、状況を聞いてみると、やはり喫煙所がないことで苦情は寄せら

れているということでした。

あと概況を見ていただいたら分かるのですけど、最後に昼間人口比率を書いているのですが、昼間の人口が夜の人口を下回る 0.81 ということなので、どちらかというと都心部ではなくて、皆さんが働きに中心部に出ていくような場所ということで、大阪市の参考にはならないのではというような状況でしたので、参考にご報告させていただきます。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございました。この2つのご報告について何かご質問、 ご確認ありますか。あればお願いいたします。よろしいですか。じゃあ玉川委員、お 願いいたします。

○玉川委員 この堂島公園のことで、ご質問させてもらえればと思っています。新 しく、この閉鎖型の喫煙所を、市内で初めてつくられたということなのですけれども、 8月31日から供用し、9月1日から罰則の対象にもなったということなのですが、 写真の夜間の外観のところで2人ほど吸っておられるのかなというのが見受けられま すが、利用状況とか、またお昼休みの時間帯は、以前はすごく公園内に広がっていた と、私も見たことあるのですけれども、今はどんな状況になっているのでしょうか。 ありがとうございます。私も見に行った時は、大体5人、6人ぐらい ○木村課長 の方が利用されているような状態で、利用者数は多いです。今は皆さんにきちんと喫 煙所の中に入ってもらうことを強化しているので、指導員も巡回強化している状況な ので守っていただけているような状態なので、今は喫煙所の外で堂々と吸われている 方は、お見かけはしてないのですけども、ただ、巡回していない時とか人がいない時 は、気をつけてこれからも継続して注視していかないといけないと思っております。 ○玉川委員 - 分かりました。前はこの禁止区域の少し出た所で皆さん、すごく吸っ ておられるみたいな話がありまして、その辺の状況はこの堂島公園が閉鎖型になった ことで、より変わったとか、何かそんなことはあるんでしょうか。

○木村課長 そうですね、その辺り、まだ把握はできていないのですけども、堂島公園は2ブロックに分かれていて、横に長い公園の一部だけを禁止地区にしていますので、その奥の部分がどうなっていくかというところは、私たち環境局と公園を管理している建設局が一緒に注視していくこととしていますので、また状況を確認しながら、必要な対策は、啓発指導であるとか進めていきたいと思います。

○玉川委員 ありがとうございます。この答申を出させてもらったときに、市内で初めての閉鎖型の喫煙所になるということで、今後、市内全域を路上喫煙禁止にするときは、基本は閉鎖型にするという方針を出されて、ここの状況を見ながらやっていこうというお話になっていたかと思いますので、今後については、ぜひ注意深く見ていただければと思います。

○青木委員長 ありがとうございました。もう少し時間が経過すると変わってくる かもしれませんので、その辺りも様子を観察いただいて、またご報告いただければと 思います。

その他、いかがですか。近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 他都市の助成金のことについて少し質問させてください。今後、喫煙所の確保、この答申の内容にもありますけども、確保していくためには、この助成制度というのが非常に重要になるかと思いますが、現時点で大阪市の方でどこの市なり、区が大阪市の実情と合わせて、参考になる事例はここじゃないかとか、もしそういうことが現時点で大体決まっておられるのであれば、アイデアをお聞かせいただきたいのと。

それと、ちょっと先走って答申の内容にも関わるかと思うんですけども、いわゆる 周知、広報、これ、2つあるかと思うんですよ。1つは、先ほどアンケートにもあり ましたように、新聞報道とか、それから市長がテレビでお話しされたとか、あっても まだ、大体半分ぐらいの方は、こういうふうに全域が禁煙になるということをご存じ ないと。そういうみんなに知ってもらうという意味での周知方法もある。その一方で、 こういう助成制度があって、こういうものを利用していって、喫煙所を設置してくださいという周知、広報もあるかと思うんですけど、助成金の周知ですね、これはタイミング的にどういう条件がそろって、どうなれば、いつから始められようとされてるのか。この2点をお願いいたします。

○木村課長 ありがとうございます。まずはそうですね、東京の事例でどこの都市を参考にという部分なのですが、千代田区が東京都の中でも、最初に路上喫煙の禁止の条例をつくって、最初に制度を開始したというところもありまして、私たちが勉強させていただく中で、助成の要綱であるとか、最初につくられた千代田区を参考に、各自治体が策定されているとのではないかというような感じもありますので、千代田区の状況などをしっかり参考にさせていただきたいと思っております。

あとは、助成制度で言いますと、参考資料の2のところで助成件数を見ていただきますと、千代田区が助成58件、実績がございまして、あとは港区が37件で、世田谷区が15件、中央区が8件というところで、やはり助成実績があるところが上手に助成制度を立ち上げられて、民間の方にも協力していただいて喫煙所を設置できた自治体になると思っていますので、そういったところを参考にさせていただきながら進めていきたいと考えております。

あと、周知につきましては、中間答申でまず喫煙所の議論が終わった後に、また前にも周知をもうちょっと進めないとというのは今回のアンケートでも明らかになってきましたので、そういったところを委員の先生方からもご意見いただきながら、今の確保している予算の中でできる部分を進めることと、次年度以降、予算を確保してやっていく部分を検討して、しっかりやっていこうというのが、まず広い意味の広報の部分でございます。

あと、2点目の助成制度の周知につきましては、まだ大阪市内部で議論途中でございまして、実際、これから予算を確保して、一定、進めることができるとなったときに、関係先にしっかりとご説明できるようなものを、以前も制度が分からないと協力

を得られないから、しっかり説明できるものを作ったほうがいいというご意見をいた だいていましたので、準備して進めていきたいと思っております。

制度設計に当たっては、できるところでは関係者にもヒアリング等を行いながら、 進めていけたらと思っておるところです。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございました。それでは、この資料なども参考にしなが ら中間答申のご意見をいただくことにしたいと思います。

今日は、たばこ市民マナー向上エリア制度の募集団体の審査が2つございますので、 その時間を最後に残しまして、それまでご議論いただくということですので、ご協力 よろしくお願いいたします。

では、中間答申案を事務局の方で一旦書いていただいた上で、委員の皆様から戴いたご意見を反映ししていこうとしておりましたので、事務局案のご説明を簡単によろしくお願いいたします。

○木村課長 そうしましたら、中間答申案の資料のほうをご確認お願いいたします。 こちらにつきましては、7月13日に諮問してから2回の委員会と、あと、それより 前に、先ほど堂島公園の関係でも、かなり喫煙所に関しては、先生方に先立ってご意 見を戴きましたので、そのご意見を踏まえて事務局のほうで作成したものでございま して、中間答申案に対してご意見をいただきながら、修正して、最終的に中間答申と してまとめてまいりたいと思っております。

まずは1ページめくっていただきまして、「はじめに」として、これまでの経過などを取りまとめさせて頂いている所です。まずは条例の制定経過です。平成19年に施行した経過であるとか、禁止地区として6地域を指定してきたところ、過料徴収を行ってきたところを触れさせて頂きまして、次の段落の所で、大阪市の取組として独自の「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げて、団体にもご協力頂いて、路上喫煙防止活動に取り組んでいる状況であるとか、万博の開催に向けてこれから大阪

に来られる方が増えますので、そういったことも見据えて、これまでの広聴でも禁止 地区の拡大を求める意見が数多く寄せられていましたので、そういった背景も記載さ せて頂いた」上で、さらに改正健康増進法であるとか、大阪府の受動喫煙防止条例の 施行などの喫煙に関する社会状況の変化もございましたので、そこを触れた上で、こ れから全市域での路上喫煙禁止について取り組んでいく方向性については、委員会の 中でも一定認めていただいていたと思っておりますので、そちらを記載させて頂いた 上で、審議の経過としましては、まずはマナーを守っていただくための環境整備が必 要だということで、優先して喫煙所について議論してきた経過を記載しております。

最後の段落の所で、罰則を伴う路上喫煙の禁止を、本市の方ではこれまでも進めてきて、これからも進めていこうとしておりますので、そういった観点からは喫煙者に対する配慮は必要だということも触れた上で、これから進めていくことについて、「はじめ」にとしてまとめております。

1の「喫煙所の確保について」ですが、こちらについては、これまで委員会が過去から答申としてまとめてきた経過もございますので、平成25年の答申でのマナーを守った喫煙の場所が必要だという答申内容にも触れながら、前回の堂島公園の時にも、厚生労働省の技術的留意事項にも準拠したものというご意見であるとか、周辺を通行する方にも配慮されたものにするということも提言としてまとめて頂いていますので、そこにも触れながら、今後、これまで6地域しか過料徴収を適用してなかった部分を、全域に広げるということについては、これまで以上に、喫煙者の方に制限をかけることになりますので、それに見合った相当数の喫煙所の確保が必要だということも、この間の議論で戴いていましたので、そこを記載させて頂いた上で、計画を立てていかないと駄目だというご意見も戴いていましたので、計画を策定した上で、行政側でまずは先行して積極的に喫煙所の設置を進めるという意見を記載させて頂いております。

いったところを調査しながら、検討していくということですが、全ての区に、次のページの最初の所、基本的には各区に喫煙所の整備が必要だということをお話もしておりましたので、そこを記載させて頂いた上で、先程近藤委員からもありました東京都の先行的な事例の部分、助成制度を創設して取組をされていることについて、大阪市も同じような形で進めていくことについて一定触れさせて頂いて、民間設置については事業者の工夫でうまく維持管理が回る部分も喫煙ビジネスとしてされている部分もご紹介させて頂いたので、そちらも触れながら、全体の整備計画に沿った配置になるようにということで、まとめさせて頂いております。

次の所では、前々回の時にも公園とか子どもの受動喫煙に対するご意見も戴きましたので、喫煙所の設置については対象となる道路、公園、広場などに設置を進めていくことになりますが、そこに対しては子どもに対する配慮をしっかりとするようにというご意見をまとめさせて頂きまして、その上で駅周辺についてもこの間、議論しておりましたので、鉄道事業者への協力依頼であるとか、たばこ事業者やコンビニエンスストアに対しての広聴の意見なども多い状況を踏まえて、関係先に対して協力を求めることができないかというご意見を取りまとめさせて頂いております。

3ページ目の2に入る前の最後の段落の所で、設置協力を求めるに当たっても、事業者に協力を求めるからには、一定の設置費や維持管理費の助成であるとか、そういった設置に対する助成の周知等も、並行してやる方が良いということもご意見として載いていたと思いますので、最後にまとめさせて頂いております。

2番の「指定喫煙所の整備にかかる指針について」でございますが、指針策定については、基本的には、屋内型、閉鎖型、開放型の3類型でまとめることについては有効であろうということで、分かりやすく整理するように、ご意見も戴いていましたので、そこについて触れた上で、積極的に活用頂けるように仕組みを十分検討するようにというご意見を取りまとめております。

また、この委員会で、新設だけじゃなくて既存施設の改修も対象にしたらどうだろ

うかというご意見も戴いておりましたので、そこについて記載させて頂だき、そういった改修について対象にすることで、コストの抑制とか整備期間の短縮に繋がるといったご意見もございましたので、そちらも記載させて頂いております。

あとは、2番の最後のなお書きの所で、先程も近隣住民の意見、理解を得るところの難しさについても意見交換をさせていただいていましたので、喫煙所というのが喫煙者のためだけの施設ではなくて、受動喫煙を避けるための施設にも当たるということを、しっかりと市として説明されたいということで取りまとめさせて頂いております。

3番の大阪市が設置する場合の設置基準についてでございますが、こちらについては、これまでのパブリックコメントで寄せられた意見や市民から寄せられた喫煙所周辺への受動喫煙の配慮に対する意見も整理し、基準を示されたいというような議論も委員会でありましたので、周辺への受動喫煙に配慮した設置とすることについて、委員会として一定配慮したものとして評価できるというような形でまとめさせていただいて、その上で、前回の委員会の時に閉鎖型の喫煙所を基本にしていきますが、道路上への設置については様々な法令上の課題もあるというところについて、しっかりと整理をされるようにというご意見も戴いていましたので、そちらも記載させて頂いております。

4番の「民間喫煙所の整備費の助成について」でございますが、最初の1つ目が間違えております。「3.『指定喫煙所の整備にかかる指針』について」としておりますが、取りまとめの関係でずれまして、3ではなくて2が正しくなります。補正させていただきます。

ここでは、具体的に民間事業者の協力を求めるには、費用面だけじゃなく、社会貢献に繋がっているということと、協力にメリットがあるということを示さないと、なかなか協力は難しいだろうということで、SDGsの関わりであるとかを明確にされてはどうかというご意見もありましたので、そこを記載させて頂いております。

「その他」の部分で5番としてまとめさせて頂いているのが、やはり24区の中でも場所により違いますので、そういった特性であるとか、昼間人口、乗降客数の隔たり等も踏まえた上で濃淡をつけた整備について、検討が必要だというところであるとか、地域の実情を把握されている各区の意見等もしっかり受け止めた上で総合的な判断が必要だろうということもお話させて頂いたと思いますので、そちらを記載しています。

堂島公園でも、先ほどご意見を戴いていたとおり、時間により変化していくもので すので、必要な喫煙所の配置というのは検証し続ける必要があるというようなご意見 を、この間頂いていますので、そちらを記載しております。

あとは先程もありました周知、大阪市の取組をきちんと市民の方、関係者の方に周知を進めないといけないというご意見がございましたので、そちらもその他の所に書かせて頂いた上で、最後に市の内部の連携はもちろんのこと、市民の参画、事業者の連携した取組を一層推進するようにということで、最後まとめさせて頂いております。これを基にご意見戴けたらと思います。お願いいたします。

○青木委員長 ありがとうございます。それでは、前回のご意見が反映されてるかということもありますでしょうし、その後のご意見もありますし、また、山内委員から新たにご意見も戴きながらと思っております。全体とすると、少しあっちに行ったり、こっちに行ったりするかもしれないので、すみませんが順番に区切ってご意見を載ければと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、1ページから2ページの頭にかけての「はじめに」のところにつきまして、 何か気になる点等ございましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

私から最初に申し訳ないんですけど、1ページの下から4行目ぐらいの所に、路上 喫煙禁止のために喫煙場所の確保は優先事項と書かれてるんですけど、必ずしもそう いう意見なわけではなくて、優先事項なのは段取りの関係で、時間がないので先にや るというだけの話だと思いますので、最後の2行に書いてあることはそのとおりなん ですけど、その上はちょっと違うと思いますので、あくまでもこの優先事項なのは時間的な優先だけだということが分かるように修正をお願いしたいと思います。

それから、他に、いかがでしょうか。「はじめに」の所で気になる点、ございませんか。よろしいですか。

(なし)

○青木委員長 では、次に行きたいと思います。1の喫煙場所の確保に関しまして、 3ページにわたっていますが、ここについてどうでしょうか、遠慮なくご意見を、玉 川委員お願いいたします。

○玉川委員 ありがとうございます。全般的に非常にこれまでの議論を踏まえた形で取りまとめて頂いてるなということで感謝しております。この1の所なんですけれども、質問が少しございまして、この2ページの下の辺りなんですけども、市域に見合った相当数の喫煙所の確保が必要とか、全体の整備計画を策定の上というのがございます。この辺りで、どのようにしてこの必要な相当数とか全体計画をまとめていくのかという、その算出するときの根拠等をお考えであれば、それを教えて頂きたいなと思います。

あと、次は意見なんですけれども、3ページの所で、東京都区部における喫煙所の確保、上の方、先行している東京都区部の取組を踏まえて助成制度を創設するということで、先程のご質問でも千代田区や港区が例になるということで、事前に千代田区と港区の設置要綱等もお送りいただいておりますけれども、やはりこちらの区はそれぞれ随分前に指定されて、試行錯誤しながら、千代田区を見せて頂きますと、何度も改定されて、取り組まれていますので、ぜひこちらの苦労の点についても十分ヒアリングいただいて、より良い方向を取り入れて頂けたらというように思っております。

この3ページの下の方、民間事業者に周知目的を十分ご理解頂くと、事業者から協力が得やすい進め方を検討されたいということを書いて頂いておりまして、これはまさに次の指針や基準の策定においても、この精神でぜひ取り組んで頂きたいと思って

ます。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございました。最初の点はいかがですか、相当数とかの 計画の根拠ですかね。

○木村課長 ありがとうございます。まず喫煙所のボリュームについて、この間、 こちらの委員会でも乗降客数が一定、人の流れを見るのに参考になるということで、 それを勘案しながら検討する必要があるだろうというのは、考えているところでござ いまして、今、市の内部でも、環境局だけではなくて、各区の実情も踏まえながらと いうことで、各区に状況調査等もしながら、一緒に議論をする場を設けまして、いろ んなご意見を戴いているところです。その中で、どれぐらいの喫煙所を設置していけ ば適正になるかというところも今議論しているところでございまして、その中で、今 幾つかの指標として考えられるのが、乗降客数であるとか、あとは喫煙率、大阪市の 女性と男性の一定の喫煙率が確認できているものもございますし、目標数としてどち らかというと喫煙率を下げたいという、健康のために大阪市としてはそういった目標 も掲げておりますので、そういったものも指標にしたいと考えておりますし、一定、 人の流れに対して成人の方がどれぐらいの割合を占めているかというのが大阪市の割 合で一定数出ますので、それを計算したり。あとは先程アンケートの中で、喫煙所の 必要数、キャパシティーを計算するに当たっては、大阪市内でどれぐらいの喫煙者数 がいらっしゃって、そのうち路上、公園・広場で喫煙されている方がアンケートで2 割ぐらいというのが出ていたと思うのですけども、その2割の方をまずはカバーしな いといけないだろうということで、それで出した人数に対して、1つの喫煙所でどれ だけキャパシティーがあるかを計算すると、一定必要な喫煙所の箇所数というのが計 算で出てきます。それに加えて、実際今でも民間で整備されておられる喫煙所などで もカバーできている部分もございますので、そういった事情とかも勘案しながら、ど この地域にどれだけ設置していくかというところを今議論しているところで、これか ら議論を進めた上で、あとは一定、やっぱり予算の確保という観点もございますし、 費用対効果もありますので、そういったところも議論した上で数を出していくという ことになるかと思っております。

以上でございます。

- ○青木委員長 玉川委員、よろしいですか。
- ○玉川委員 はい。
- ○青木委員長 その辺りはこの中間答申の中に、今の幾つかの指標を書くというところまではちょっと難しそうでありますけど、そういったことも勘案しながら進めるということが分かるような表現が、もし可能であれば工夫を頂ければと思います。 2ページの最後の辺りで、少しそういう乗降客数や昼間人口等、記載はありますが、それ以外も含めて、整備計画を定めるに当たっての考慮するべき事項みたいなことが分かると良いかもしれませんね。

その他いかがでしょう、谷内委員、お願いします。1番の所ですね。

- ○谷内委員 1番の中の後ろから2つ目の段落の部分なんですが、たばこ販売店やコンビニエンスストアの喫煙所についてと書いているんですけど、この助成制度を周知というのは重要なんですけど、その助成制度を活用して、受動喫煙を防止する効果が高い喫煙所を整備してもらうといいますか、今の喫煙所、灰皿を設置してるというだけではなくて、受動喫煙を防止する施設を整備してもらうというのが、もうちょっと分かるように書いて頂けたらと思います。
- ○青木委員長 今の点、いかがですか。
- ○木村課長 ありがとうございます。店頭に置いてるだけの灰皿とかではなくて、きちんと受動喫煙を防止するような適切な喫煙所の整備を進めるための助成ということですね。分かりました。表現のところ、また考えてみます。ありがとうございます。 ○青木委員長 そうですね、そういった趣旨のことが、「喫煙所設置について協力を求められたい」の前の所に入るといいかもしれないと思います。ご検討お願いしま

す。

あと、先程の玉川委員のご指摘の後、3ページの2段落目というか、1段落目というか、その辺りも十分に他都市の状況を、教訓というか経験を踏まえた上でと、書いてありますけれども、そこも少し趣旨がより分かるようにできると良いかもしれません。

その他、この1の所でいかがでしょうか。小谷委員、お願いします。ご発言ください。

内容というよりは、書き方の順番みたいな話なんですけれども、 ○小谷委員長代理 2ページ目の所で、まず真ん中の辺りでこれから全市に向けて路上喫煙を禁止してい くということで、その喫煙場所整備の相当数の喫煙所の確保が必要と考えるという所 で、そのときにまず行政側で積極的に進めると、その下の段落とが、どっちかという と、これを入れ替えて、先ほど細かい基準はまたこれからではあるけれども、どうい ったことを参考にしながら喫煙場所の確保をしていくかというのをちゃんと出して、 その上で、まずは行政が持っている土地とか、そういうのを活用して、積極的に全体 の整備計画を策定するということが来て、その次の3ページ目の3行目からが、民間 のご協力とか、それから周辺への配慮とか、その話になっていくと思うんですけど、 この辺が少し伝わりにくいかなという印象を持ちまして、行政がまず中心となって当 然整備を進めていく上で、やはり今回重要なのは、民間のご協力も得ないと相当数の 喫煙場所が確保できないというところが肝になると思いますので、この3ページ目の 3行目からのところでは、まず助成制度云々というのも、そのためには民間事業者に よる設置とか、そういったものも積極的に進めて頂かなくてはならないし、ご協力頂 かなければならないから、それに対して助成をして、民間事業者による設置とか、維 持のメリットを有効に生かしていきたいというような展開の方が何か説得的なのかな と感じました。

その他、場所について配慮をすることであるとか、その他様々な協力の求めとかに

ついても書いて頂いていてというような流れの方が、何となく問題が整理されている のかなと思いまして、些細なことで恐縮ですけど、参考に頂ければなというのが1点 と。

あと、ちょっと戻って恐縮なんですけど、1ページ目の最初の所で申し上げそびれてしまって、1ページ目の下から2段落目の、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取り組んでいく方向性について一定の理解ができるものであるということで、この委員会においては、市の諮問を受けて今回答申を出していくので、今回の文書は、この書き方でいいのかもしれないのですけど

市の方針について一定の理解ができるという書き方でいいのか、あるいは状況的に 市内全域における路上喫煙禁止の方針を取ることが、例えば市民において理解がされ るような状況にあるとか、そういうものが必要であるということへの理解を示すもの と考えたらいいのか、ちょっと微妙に違うと思うのですが、これは市の打ち出した今 回の諮問について、諮問意図を理解するということでよろしいんですかね。その2点 をお聞きできればというか、1点目は感想というか、こういうふうに並び替えてもい いんじゃないかというお話と、2点目は、理解の仕方についてご質問させて頂きまし た。

- ○青木委員長 ありがとうございます。2点目の方から先にどうですか。
- ○木村課長 そうですね、2点目の部分につきましては、まずは今回、中間答申ということで、最終答申は全ての、他4点ぐらい、残っていると思いますが、課題を議論して、総合的に進めていく方向について答申を頂く場面では総合的に認めて頂くような形になるかと思いまして、こちらでは基本的には今回は中間答申ということで、喫煙所に関してが中心ですので、これぐらいの書きぶりで書いた方が良いのではないかというのが事務局の考え方で書いていたところでして、小谷先生がおっしゃったとおり、本市が取り組んでいくことについて、認めて頂けるような形の書きぶりを前提として、まず入れておきたかったというのが趣旨でございます。

○青木委員長 それで委員の皆様がよろしければこういう表現になりますし、そう じゃないほうがいいんじゃないかということであれば、またご意見を戴ければと思い ます。

後先逆になりますけど、書き方の順番とかについては、先程の小谷委員のご意見も 参考に、入れ替えも含めて検討し、確かに民間の話と公的の話が行ったり来たりして いる所もありますので、そこは整理をお願いできればと思います。

関係するのですけども、この2ページの、まずは全体計画策定の上の2行の所は、 行政側で設置を進めるべきと考えるというのは、いわゆる公設の喫煙所をまずは積極 的に設置を進めるという意味で書かれているということですか。

- ○木村課長 そうですね。
- ○青木委員長 そういうことですね。そこはもう少し分かるように、行政側でというのが少しほわっとした表現なので、まずは公設、市の場所と費用の負担で設置するというのを進めつつ、民間にもという、そういう流れというのが分かるようにして頂けると良いかもしれませんね。

それ以外に1の所ではいかがでしょうか。先ほど谷内委員が感想を言われたとことの関係で気になるのは、3ページの真ん中ぐらいに、喫煙所の設置については、公園や道路といった市の所有地が主たる設置場所になると考えられるがということで、並列に書いてあるのですけれども、この辺りはどうですか。そのままでよろしいですか。先ほどの谷内委員のご意見から言うと、少し扱いが違うようにした方が良いのかというご意見もあるのかなと思ったんですけど、谷内委員、いかがでしょうか。

○谷内委員 そうですね、特に公園に設置される場合は子どもに対する受動喫煙をかなり注意して頂きたいというのがありますし、公園への設置の前に、他の場所で検討した上で、それから公園かなと思われるので、ここに、先に道路の方を書いて頂けたらというのと、公園の場合にはというので、条件付きみたいな、受動喫煙であるとか、人の動き、動線、子どもがあまり来ない場所に設置するとか、そういったことを

ちょっと条件付きで書いて頂けたらと思います。

- ○青木委員長 道路と公園では受動喫煙に対する配慮が必要だということをより強調した方が良いということになりますかね。
- ○谷内委員 はい。
- ○青木委員長 どう表現するかはありますが、ご検討頂けますかね。
- ○木村課長 そうですね、戴いたご意見を踏まえて考えて、また見て頂こうと思います。ありがとうございます。
- ○青木委員長 1番の所はよろしいですか。

(なし)

- ○青木委員長 では2番に参ります。「指定喫煙場所の整備にかかる指針」についてという項目について、いかがでしょうか。玉川委員、お願いします。
- ○玉川委員 3点ほど質問させて頂ければと思います。

4ページの所なのですけれども、上から3つ目の「さらに」の所の段落で、既存施設の改修を対象にして頂いていると思います。これは前回の議論を踏まえた所だと思うのですけれども、例えばこれまでは職場の中で、職場の人だけが利用していたような屋内の喫煙所を一般の方々に公開するような場合というのは、特に改修することもなく使うということになると思うのです。ただ、そうなりますと、多分、使用者が増えたりなど、運営のコストがかかってくると思うんですね。そんな場合はこの助成の対象になるのかどうなのかというところを教えてもらえればと思います。

関連になるのですが、その次の段落の「また」の所です。喫煙所が一定の期間継続して運営可能となるようということで、多分、一定期間やっていますと老朽化してきて、また更新という時期も出てくるのかなと思いますが、その辺も今回の助成制度の整備方針を作られる時に対象にするのかどうかというところもお考えを聞かせて頂ければなと思います。

最後のなおの所ですけれども、先程も少し議論にありました、近隣住民等からの理

解というところ、これ、非常に重要だというのは分かるんですけど、なかなか難しいというのが実情かと思います。この文章の最後に、市として責任を持って説明することが重要とありまして、これは近隣住民への理解を得ることを市として責任を持って説明するという意思表示なのかというところと、この近隣住民への理解をもし民間事業者に求めるというのなら非常に酷だなと思いますので、そこはこの書き方ですと、ちょっとその辺が分かりにくいなと思っておりますので、近隣住民への理解というのは誰が行うのかということがはっきり分かるような書き方にして頂けたらと思います。以上でございます。

○木村課長 まず1点目、既存施設の改修についてなのですが、まだ、これからの 議論になるのですけども、イメージしていましたのは、商業施設とかのイメージで、 その商業施設の利用者だけをターゲットにしているような所を、その商業施設を利用 されない方にも開放していただけるような形になるのであれば、公設というか、みん なが使えるということがまず前提でありますので、対象にすることが想定できるかな と思って、既存の部分は考えているところですけど、まだこれから議論していくとこ ろでございまして、従業員のための施設部分について、それも対象になるかどうかと いうのは、立地の観点も、前にやはり公の道路とか広場から入りやすい場所であった りとか、地下1階であっても、案内があってすぐ入れるところとか、そういった条件 とかもありますので、個別判断になる部分もあるかと思いますが、そういった条件 とかもありますので、個別判断になる部分もあるかと思いますが、そういったもので 一部、それが公的指定喫煙所として大阪市が案内できるようなものになるのであれば、 一定、改修部分であったり維持管理費の部分を助成することで、皆が使っていただけ る喫煙所には活用できるのではないかと思っておりますので、それはこれから検討し てまいりたいと思います。

2点目の更新の部分ですね。こちらにつきましては、他の自治体でも、まだ更新の 時の助成をやっているところは少ないような状況でして、最初に制度を立ち上げる時 から更新までのことを考えるかどうかは、未定かなと思っていまして、例えば助成を するための設置期間を5年と設けた場合に、5年後のタイミングで、まだそこの場所に喫煙所が必要であるとか、喫煙率がその時どうなっているかなども含めて、必要なときに更新の制度を立ち上げても間に合うのかもしれないですし、その辺りも既存と更新の部分はこれから検討していく必要があるかと思いますが、基本的にはできるだけ喫煙所として運営が成り立つようなものにした方が、民間のご協力は得やすいと思いますので、検討はしていきたいと思います。ありがとうございます。

3つ目の近隣住民への理解の部分は、確かに少し難しいところでして、まずは大阪市の今の取組、喫煙者のためだけではなくて、マナーを守って頂いて、非喫煙者を守る、子どもたちを守るという観点から喫煙所の整備を進めていきますという、本市の考え方をまずは全般的に制度周知をしていくのが、大阪市として求められている部分があるかと思いますし、個別の説明のところについては、どういった形でやっていくかというのは、それぞれの喫煙所の役割とか設置場所によっても異なってくるかと思いますので、その時に確かに民間事業者だけで説明をする部分でしんどい部分というのもあると思いますので、その部分については大阪市の方でも一緒に説明するとか、協力を得てもらいやすいような形で進めていけたらなと思います。ここら辺もこれから検討していく部分かと思っております。ありがとうございます。

○青木委員長 よろしいですか。ありがとうございます。じゃあ谷内委員、お願い します。

○谷内委員2点あります。

まず1点目は、民間への助成については限られた期間でとあるのですけれど、この限られた期間というのは2025年の万博までにということだと思うんですけれど、 そこをもう少し明確に書いて頂いた方が分かり易いかと思います。

もう一点は、これは言葉の問題だけなのですが、またから始まる文章が2回重なって、「また、民間事業が設置する」その次の段落も「また」で始まっていまして、少 し理解が難しいなと思っていまして、文章の書き方を工夫していただけたらと思いま す。

○青木委員長 ありがとうございました。この辺は少し補充して、詳しくするということでいいですね。「また」のところは、「また」と「また」が続かないように検 討頂くということでお願いいたします。

それ以外、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○青木委員長 では、また戻って頂いても結構ですが、3番に行きます。公設設置 基準の所、ここについて何かございますでしょうか。

ここはかねてよりご指摘もあるところなのですが、閉鎖型の喫煙所を基本に整備を 進めることに評価できると言い切ってしまっているのですけど、本当は、8月末から 供用開始した堂島公園内の閉鎖型喫煙所の状況を見ると前の委員会で言っているので、 評価するは早いんですよね。ですから、本当はもうちょっと様子を見ながら評価した いという悩ましいところがありまして、なお書きとか括弧とかで、引き続き閉鎖型喫 煙所の運用については、この取組と並行して点検というか、評価しながらという、ちょっとした保留にする言葉が入るとありがたいので、注釈でも結構ですが、整合性に 少し疑問があるというところがございます。

それは玉川委員としてもそれでよろしいですか。

- ○玉川委員 はい。
- ○青木委員長 それ以外、いかがですか。

私ばかりですみません、時間短縮のためなのですけど、最後の2行の所に、「また」の後の、設置場所についても具体的な事例が掲げられておりというのが何のことを指すのかがちょっと分からないのですけども、これというのはどこを指しているのでしたでしょうか。

○木村課長 設置基準の所は、前回の委員会資料を参考に机上に置かせていただいています。たしか、8月3日の分で。

- ○青木委員長 設置場所の説明の所にある乗降客数の多い駅周辺とか人流が多い地域と、この表現ですか。
- ○木村課長 そうですね、8月3日の資料の喫煙所、喫煙設備についての12ページのところの設置場所の所ですね。
- ○青木委員長 この答申だけを普通の人は読むので、この答申書を読んで分からないといけないと思いますので、じゃあその例示を引用して頂くとか、何か修正をお願いします。
- ○木村課長 ありがとうございます。
- ○青木委員長 他、3の所はよろしいですか。

(なし)

- ○青木委員長 それでは、4に参りたいと思います。4についていかがでしょうか。 近藤委員、お願いします。
- ○近藤委員 前回のこの委員会の時に、私が民間からのこういうものを募っていく時には、やはりインセンティブやメリットが必要であるというのは私が発言させて頂いたのですけども、この時の私の発言のニュアンスというのが、やはりそれを事業と考えるまでは言わないですけども、投資した金額に対してそれなりの金銭的な対価が必要ではないでしょうかというようなニュアンスで発言させて頂いたんですけども、この文章を見ると、確かにそういう意味でインセンティブとかメリットが必要と考えられるというのは、そういう文脈で書かれたのか、ちょっとその辺はよく分かりませんけども、現実としては、やっぱりそういうのはあまり、金銭的なメリットは出し難いので、その代わりにこういう社会貢献とかSDGsの目標とか、そういうことに力を入れていくということなのか、それともちゃんと金銭的メリットが出るような形の助成制度にしますよということなのか、ここが人によっては誤解を招くおそれがあるのではないかなと。私、個人的には、いわゆる名誉とか、そういうことだけで募っていくと、場所の確保ということについては難しいんではなかろうかと思いますので、

明確なインセンティブやメリットというところで、現時点では難しいでしょうけども、 どういう考え方でいかれるのか、アイデアがあればお聞かせいただきたいと思います。 ○木村課長 ありがとうございます。確かに前に近藤委員に教えていただいたSD G s に貢献する場合に、お金の調達の関係で保証料が割引になる制度とか、そういっ たものがありますよというものも教えていただいて、きちんと社会貢献を行うことが しっかりご説明できたら、メリットを受けられるような調達方法もあるというのを教 えて頂いたのですけども、それ以外にも、前回のときに喫煙場所をビジネスとしてコ ーディネートされているような事業者のお話も、前回と前々回でご説明させて頂いて、 そこにも今、ヒアリングとかをしているのですけども、前回の時に自動販売機の収入 というのはそんなに多くないのではないかなというご意見も、確かあったかなと思う のですけど、こちらが事業者から聞いていると、一定、自動販売機から収益が得られ る部分というのもあるし、あとは、場所によっては広告収入みたいな形で、デジタル サイネージで広告収入を得られるようなスキームも考えられるということもお聞きも していますし、そういった場所によって一定、助成金を受けたことで、そこに喫煙で きる場所をコーディネートすることのメリットが設けられる場所もあるみたいで、今、 具体的な事例とかをヒアリングして聞いているところでして、そこはどちらかという と、公設よりかは、本市が出せる部分の助成はこういったものだけど、それを上手に 使って、民間事業者の工夫で上手く運営を成り立たせるようなことができたらという ように考えておりまして、東京で上手くいっている事例などもある事業者には、助成 制度もご説明させてもらって、もし大阪で事業が成り立つのであればというところも ありますし。あとは、中には販売店などで言えば、東京都で成り立ったような事例が あれば、それが大阪でも同じように成り立つ可能性もあるのかなという部分もありま すので、事業者とヒアリングさせて頂く中で、もしそういう事例が確認できたら、他 の事業者にはこういう事例が東京ではありますよということはお知らせできるかもし れないので、そういった事業者側の、受ける側のメリットみたいなことは、こちらも

頭の隅に置きながら制度周知を進められたら上手く繋がることがあるかもしれないな と思いましたので、ありがとうございます。

○青木委員長 ありがとうございます。小谷委員、お願いします。ご発言ください。 今の点に関連してなんですけれども、どこまで踏み込んで書い ○小谷委員長代理 たら良いかというのも難しいとは思うのですけれども、今のこの民間事業者の方に積 極的に参画いただくに当たってのメリットを、もう少し伝え方の工夫があっても良い かなと全体として思います。その点で言えば、ちょっと表現が今、思いつかないんで すけれども、広告収入とかに繋がるとか、あと、自動販売機の設置はどこまでなのか、 私もよく分からないなとは思うのですけども、民間事業者の方のそういう事業活動と 連動させる等のそういったメリットへの対応等にも努めたいとか。あと、SDGsの ことについては、この社会貢献を行っている認識が持てるようにというよりかは、S DGs等の目標達成の貢献ということが社会的にも求められていて、それが投資等に もつながるような社会情勢を背景に、そういったことの指標にも用いられるような認 定制度等を整備することも検討したいとか、そういうちょっと踏み込んだ表現にした ほうがいいのではないかなと。その辺はむしろ私ではなくて、他の委員の先生方の方 が知恵をお持ちだと思いますので、どういった制度があったり、どういった何か認定 とかがあれば、少しは民間の方が関心を持って頂けるのかといった点を今後探ってい くというような方向性をちょっと見せれるような書きぶりの方が良いのかなと。単純 に社会貢献できますよ、だからやってくださいというのは、ちょっと弱いと思うんで すね。この前のお話でご説明頂いた時も、要するにやっぱりESG投資に繋がるとい うことが1つ、SDGsに取り組む誘因としては、民間事業者の方に勧められるポイ ントかなというようなことだったと思いますので、その辺をなかなか表現は難しいと ころだとは思うのですけど、もうちょっとだけ何か踏み込んで書ければ、先ほどのご 指摘にも少しは沿えるような形にならないかなと、ちょっと感想めいた形で申し訳な いですが、思いましたので、意見として出させていただきます。

○青木委員長 ありがとうございました。また表現は小谷先生にもご相談しながら 考えるということで、少し考えたいと思いますので、また近藤委員、他の委員の皆様 もお知恵を貸していただければと思います。

4番は、他、よろしいですか。

(なし)

○青木委員長 そうしましたら、5番、その他はいかがでしょうか。その他については特にご意見ございませんか。

(なし)

- ○青木委員長 そうしましたら全体を通じて、時間はないので申し訳ないのですけ ど、山内委員、直接文言に関わることじゃなくても結構ですが、何かございましたら よろしくお願いいたします。
- ○山内委員 ご指名ですので発言しますが、すみません。前回欠席となりまして、 前回の各委員の問題意識を踏まえた答申案だと考えておりまして、それぞれ頷けるも のと考えておりますし、先程の各委員のご指摘に重ねて付け加えるものはございませ んので、これでよろしいかと思います。ありがとうございました。
- ○青木委員長 ありがとうございます。

佐々木委員、何かございませんでしょうか。全体よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、いろいろなご意見を戴きまして、ありがとうございました。少し修正がいるいろありますが、ご検討頂きまして、また委員の皆様にも再度、修正案をお送りして、確認等頂いた上で確定させたいと思いますので、今月中ぐらいですか。

- ○木村課長 今月末ぐらいまでには取りまとめできたらと思っておりまして、今後、 直した上で、またメールなりでご確認させて頂けたらと思っております。よろしくお 願いいたします。
- ○青木委員長 じゃあお手数ですが、皆様、もう一度、ご確認の上、ご意見を頂き

ますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

そうしましたら時間ですけど、たばこ市民マナー向上エリア制度をするため、少しお時間をください。全体としての公開の委員会としては、これで閉じさせて頂きまして、次回以降、また先程から議論があります広報、周知をどうしていくかというご意見を戴くのが次回以降の委員会になると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一旦事務局の方で、このたばこ市民マナー向上エリア制度についての取扱いについて、非公開にする扱いについてよろしくお願いしたいと思います。事務局のほうでお願いできますか。

○木村課長 そうしましたら審議会等の設置及び運営に関する指針の手引の所で、 個人に関する情報がある場合は非公開とする必要がございますので、基本的には会議 については公開とさせて頂くのですけども、今回のたばこ市民マナー向上エリア制度 団体につきましては、参加者の名簿や申請書類の中に個人情報が含まれておりますの で、この事案につきましては非公開ということでお願いしたいと思っております。

○青木委員長 ということですので、非公開で扱いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○青木委員長 それでは非公開とさせていただきます。

それでは、ここからは委員、関係者のみでということになるので、傍聴者の皆様や 報道関係者の皆様は大変申し訳ありませんが、ご退席をお願いします。どうも傍聴あ りがとうございました。

(傍聴者・報道関係者退席)

- ○青木委員長 それではすみません、事務局の方からご報告お願いします。
- ○木村課長 今回、たばこ市民マナー向上エリア制度に2団体のご応募を頂きました。1団体目が大東商店街様です。こちらにつきましては、電話でご連絡を頂きました。商店街につきましては、他でも多くたばこ市民マナー向上エリア制度団体にご参

加頂いています。

活動計画書にありますとおり、商店街の会員様であるとか、青年会議所の方であるとか、地域のボランティアの方が参加して頂けるということで、15人位で年1回、 実施したいということで言って頂いており、活動エリア内でたばこマナー向上の取組を図っていきたいということでございます。

活動内容については適切だと考えておりますので、認めていきたいと思っております。

もう一団体が、阪急東通第一商店街です。こちらにつきましては、路上喫煙の問題について相談がございまして、その時に、たばこ市民マナー向上エリア制度の活動についてご紹介させて頂いたら、参加したいと言って頂いてた経過になります。活動計画書にございますとおり、商店街の会員様の方でご参加頂けるということで、月2回活動し、キャンペーンも年1回したいということで、団体の方でも広報紙の撮影等を考えて頂いているということで、本市の路上喫煙防止対策事業の周知にご協力頂けるので助かると思っております。

こちらについても適正な活動について申込みがあったと思っておりますので、認めていきたいと事務局としては考えております。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございました。ご質問等ございますか。よろしいですか ね。

(なし)

○青木委員長 それでは、2団体とも参加頂くことに問題ないということで、新た な活動団体としてご承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○青木委員長 ありがとうございます。全員一致で承認させていただきました。以上で、この議題についてはと終了させていただきます。

以上で、本日まで中間答申のご議論頂きました。先程申し上げましたように、9月 いっぱいで取りまとめしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続き課題はありますが、本日は以上で終了したいと思います。よろしくお願い します。ありがとうございました。

では事務局、お返しいたします。

○事務局(松倉課長代理) 本日は委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ、長時間にわたりましてご審議賜り、誠にありがとうございました。

あと、たばこ市民マナーエリア向上制度の応募団体の資料につきましては、お席に 置いたままご退席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第41回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせて頂きます。 本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 3時08分